

令和4年度 第12回丹波市農業委員会
定例総会議事録

令和5年3月27日

令和4年度 第12回定例総会議事録

1. 日 時 令和5年3月27日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域)	1 番 古倉 一郎	2 番 矢本 規夫	
(氷上地域)	3 番 芦田 義彦	4 番 足立 正典	5 番 金子 隆司
	6 番 徳田 義信	7 番 山本 浩子	8 番 足立 康裕
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 俊哉	11 番 足立 信昭
(春日地域)	12 番 臼井 光茂	13 番 荻野 隆太郎	14 番 近藤 眞治
	15 番 田川 良一	16 番 婦木 克則	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 耕作	19 番 野垣 克巳
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 杉山 重利	24 番 橋本 慎司

○欠席委員 (1名)

23 番 高見 由行

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号 農地転用許可条件の変更申請承認について (第4条)
議案第 5 号 非農地証明願承認について
議案第 6 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)
議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)
議案第 8 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について (別冊)
報告第 1 号 農地の一時利用届について
報告第 2 号 農地の形状変更届について
報告第 3 号 公共工事の届出について
報告第 4 号 農地法第4条の規定による申請の取下願について

5. 閉会

1. 開会

○議長 ただいまより、令和4年度丹波市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 本日の総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号23番の高見由行委員から欠席届、議席番号1番の古倉一郎委員から遅刻届が提出され、出席委員は22名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員について、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号7番の山本浩子委員、議席番号8番の足立康裕委員、よろしく願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号16番 ～

～ 議案第1号 賃貸借権設定 番号1番 ～

○議長 それでは、日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、申請人は兄弟関係にあります。弟さんの農地をお兄さんが買うということで、売買で取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は5ページに示しております。従来から兄弟で共同耕作されていました。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

備考欄のところに、誓約書添付と書いてあるんですけども、この譲受人の自宅周辺の農地が、

非農地化しておりますので、非農地証明願を出すというようなことで、話をしております。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号2番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は6ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、経営規模の拡大による農地の取得というもので、図面は7ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は8ページ、9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はありませんか。

〇〇委員。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。番号2番の譲受人住所が市外ですが、耕作面積が既に3町6反ほど耕作があるということで、それなりの規模で、どういうふうに作業をですね、作業拠点があるのか。あるいはお住まいは地元確保いただいているのか。そういったことについてはどういうふうになっとるのか、ちょっと教えてください。

○議長 氷上地域委員会から説明をお願いします。

○委員 譲受人は、住所が市外でございますが、市内に住まわれていますので、管理はできます。

○議長 ほか。

○委員 ちょっと補足ですけども、この方の御主人が、市内で、空き家を買われて、農作業をされております。今回の利用権設定の中に、番号２０番で利用権設定を受ける方の住所がここで一緒に農業をしていただいています、大変助かっておるといえるか、遊休農地を利用いただいています。喜んでおるところです。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 結構です。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号５番～番号８番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、まず番号５番と番号６番について、確認報告をお願いします。

○委員 番号５番と番号６番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

まず、番号５番でございますが、これは農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は１０ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号６番は、農地を贈与によって経営規模を拡大したいということでございます。図面は１１ページに示しております。

売買される方は、住所が市外ということになっておりますが、１１ページの図面を見ていただけますように、この左の下のほうに「拠点」がございます。ここがこの方の出身地でございます。この方は、個人的なことになりますが、お母さんがおられますので、週３回ぐらい帰っ

てきて、お母さんの面倒を見ながら、農業をされとるということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号7番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは番号7番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、新しく農業を始めたいというもので、図面は12ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 番号8番につきまして、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

2月に住まいるバンクに附属して売買を希望する農地について、別段の面積設定の依頼を受け、承認をいただいた案件でございます。図面は13ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号9番～番号16番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号9番、番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、譲受人は、現在6筆の農地を耕作中であります。

○委員 番号11番から番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

初めに、今回の申請につきましては、番号11番から番号16番、個々の申請でございますけれども、昨年11月に審議いただきました、薬草栽培グループの仲間でございます。薬草ファームとしてのチームで取組まれます7名中の5名でございます。

新規就農でございます。グループのリーダーがこの地で薬草栽培に適した土地を求めていること、自治会の有志が誘致したこと、要望調査に応じた地元所有者が、農地を提供され、そのために遊休農地も解消されます。

薬草栽培には少なくとも3年から5年かかります。土地の改良をしながら、当面試験的に多数栽培をし、最終的にその農地に合ったものを選別し、栽培をされるようでございます。

みなさん遠いところで住んでおられますが、生活の糧が必要でございますので、本業をしながら、チームで取組まれます。いわゆる第2種兼業農家でございます。

2025年には新たに2名来られますし、現在古民家を探しておられる段階でございます。

常時従事要件等につきましては、年間150日以上ということになっておりますけれども、

年に半分は、作業以外にいろんな形で従事すると聞いております。例えば試験的なテスト販売、それから体験農業ですね。小学校の植付けの勉強会、それから先での販路の確保・拡大等もされるように聞いております。

それでは、番号11番を、代表的に説明させていただきます。

番号11番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、16ページに地図を付けております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、地元農会規約に沿って、自治会との覚書公正証書を、公正役場において作成中でございます。

拠点は、先ほど申しあげました、17ページにありますグループリーダーの作業場を、当面共同拠点として利用されますし、リーダーから利用同意書が添付されております。

事業に必要な機械等につきましては、トラクター、草刈機、耕運機、管理機、軽トラ等を共同確保される予定でございます。

以下、番号12番からにつきましては、今説明したことと中身的には同様でございます。

○議長 はい。分かりました。

○委員 ありがとうございます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番から番号16番についてですが、1つずつ採決を行います。それと、番号15番、番号16番については、下限面積の関係がありますので、併議とさせていただきます。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 全体として、反対するものではないんですが、グループでそういう形で購入されるというシステム、非常にいい感じはするんですけど、もう少し具体的に、ペーパーがないんで、ぱっと言われても分からないんですけども、どういうふうないきさつで、どういう形でこういうグループが発生して、どういうふうに進めるかというのを、もう一度教えていただきたい。それと、公正証書まで書かれているということで、どういう内容であるのか、ざっくりしたとこ

だけで結構ですので、教えていただきたいです。

○委員 公正証書につきましては、協定書だと理解していただいたら結構でございます。お互い協力して、日役等いろいろ参加したりする協定書でございます。

それから、地元のことでございますけれども、グループのリーダーは市外におられたようでございますし、また母親の出身が丹波地方であったようでございます。その縁で、丹波市での薬草栽培が有名だという話を聞いておられまして、市内で薬草栽培するような農地を探されていたということでございます。

地元のある場所で、丹波市の風景にひとめぼれされたようでございます。それから地元自治会長をしとった方と話をされて、そこでマッチングをしたということでございます。

また、2、3年先には法人化をされるというような計画もされております。

それぐらいでよろしいですか。

○委員 チーム自体は、割と何か広い地域からの集まりですけど。

○委員 それは前もね、11月のときにも説明をさせていただきましたけども、関東のほうで薬草栽培の学習会、大学の先生によります学習会があるんですね。ああいうところの、薬草栽培は全国でも3カ所しかやるとこないようです。そういうようなことを勉強されまして、そのときに集まれた仲間、薬草栽培についての興味を持たれた仲間の勉強会であるのが、こういう仲間になられたということでございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員 ○○の方もおられますし、いろいろな方がおられます。1人、また海外のほうでもそれに関わっておられる方がいますし、○○の方は、薬草を使って、将来は丸薬を作りたいというような勉強会もされておるようでございますし、先は、地元としてもまた使ってもらえるんじゃないかというようなことで、期待されておりますし、まだまだ今回の申し出は第一段階でございまして、今名義が変更になっており、3条申請がしやすいところをあらかじめされたようでございます。個人の名義変更が、進んでいくと、その一帯を提供したいとか、買いたいとかいうようなことで、話ができるんじゃないかと思っております。

○議長 よろしいですか。

○委員 結構な話です。

○議長 ほかに質問、お願いします。

○委員 この16ページの図面を見ますと、ぽつんぽつんと離れておるんですが、薬草栽培ということになると、有機農業されてる場合と同じように、周りで、水稻栽培されるときに農薬を撒かれたりして、その辺は大丈夫なんかな。それともこの載ってない、斜線の入ってない部分も入れて栽培をされているのか、計画をされてるのか。その辺、薬草でないところにちょっと農薬の関係で、いかがなものかなと、離れていたらね。そう思うんですけど。

○委員 11月の話でも無農薬での薬草栽培ということが、基本にされております。この16ページの地図で見たら左側ですね。左側の奥がこれ○○なんです。ほんでこれちょっと奥のほうはほんとに山ばかりなんですけど、両側山なんです。ほんでこの斜線以外のところは、ほとんどは稲を作っておりません。休耕地でございます。ササやクヌギが生えている湿田です。そのクヌギのあるようなところは、米が作られることはありませんし、先ほど言いましたように、湿田につきましては薬草ができないので、何とかショウガなど植えて、ショウガも薬草のうちに入りますので、そういったものを考えたいというような計画をされております。

○委員 ありがとうございます。

○議長 ○○委員。

○委員 薬草を作られるそうなんですけど、これ見たら、○○とか○○の○○とか、いいところばかりの農業の経験ある人がいるんでしょうか。薬草いうたら、山南町の和田地区でもやっとなるんですけどね、なかなかできませんよ。そういうことを委員長が指導してあげてください。私は分からないんですが。

○委員 私も分かりませんが、経験はないから今薬草勉強会で、試験的な販売とか、いろんなことを勉強されておると聞いております。

○委員 机上の空論会ですな。

○委員 そこまではちょっと分かりません。

○委員 まあよう委員長、指導してあげてください。

○委員 まあよう指導します。7月までですけど。あと3カ月でございますけど、指導させてもらいます。

○議長 番号11番から順番に聞いていきますが、最終的に反対というような意見はないようですので、番号11番から順番に採決をとっていきたいと思います。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番、番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番、番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

先ほどから意見が出てますように、市島地域委員会のほうで、今後よく見ておいていただいて、サポートしていただきたいと思います。

○委員 よう引き継いでおきます。

○議長 続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、賃貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農の学校が賃貸借権設定により、農地を借り受け、試験ほ場を拡大したいというもので、地図は19ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

農の学校が運営する農地は、全部でどれぐらいあるんですか。

○事務局 事務局でございます。

農の学校のは場の規模でございますが、1.9ヘクタールでございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番、番号2番 ～

～ 議案第2号 一時転用 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、申請人が経営する飲食店の露天駐車場として利用するための申請です。図面は22、23ページに示しております。

申請地は、去年11月に転用申請がありました土地に隣接しており、露天駐車場として一体利用しているため、登記官から指摘を受け、今回の申請となりました。

また、始末書が添付されております。

申請地の、農地区分は、22ページの図面の太線で囲んでおります街区の中で、宅地面積が84.7パーセントとなり、宅地の割合が40パーセントを超えておりますので、第3種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は、事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容には問題がないことを確認しております。

○議長 青垣地域委員会から確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 今ちょっと聞いたとき、登記官から指摘受けてるということなんですけど、もう少し具体的なお話を教えてもらえませんか。

○委員 はい。登記官が現地確認に行ったときに、図面を見て、隣のほうも雑種地であるということを申請人が指摘されたということでございます。

○議長 今回の申請地も、雑種地であると指摘があったという。

○委員 そういう指摘があったということで、申請に至ったということでございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、議長を交代いたします。

○議長 それでは番号2番について、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号２番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号２番について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２番は、既存のビニールハウスを、鶏舎として改装し、自身の経営する会社に貸し出して、養鶏の規模を拡大するための申請です。図面は２４ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第２種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

雨水排水につきましては、既設の排水路に接続します。

また、個人と会社との間での使用貸借の契約書等も添付されております。

転用面積は、事業計画に対して妥当なものであり、農地法第４条第６項の各号には該当せず、いずれも申請内容には問題がないことを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いします。

（該当委員復席）

○議長 ここで議長を交代します。

○議長 議案第２号、農地法第４条の規定による農地等の一時転用許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、一時転用、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１番につきましては、今事務局から言われましたように、かさ上げ約２メートルということで、農地改良を目的とした一時転用の申請でございます。図面につきましては、２６ページに示しております。

既に隣のところでございますけれども、〇番につきましても、もうちょっと市道寄りにありますけど、この土地につきましても、昨年度の６月に許可をいただきまして、かさ上げをしております。今回も同じく隣接しとるところでございますけれども、〇番〇をかさ上げしたいということでございます。

同時に、隣の条件変更というところがありますが、この〇番を最初にかさ上げたということでございますので、しかしまたこれが地続きになりますので、その辺も含めまして、条件変

更ということで、提出されております。

ここにつきましても、かさ上げした後は、小豆を栽培したいということでございます。

また、地元自治会長及び農会長、また隣接する水利関係の方からも同意を得ております。

申請人でございますが、この方の相続関係でございますが、御両親も亡くなられて、あと兄弟がおりますけれども、兄弟の方も戻ってこれられないということで、この方1人が相続人ということになっております。

いろいろ見ていただきまして、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

申請地は、河川に隣接しておりますので、丹波土木事務所におきまして河川法第24条、第26条、第27条、そして第55条につきましても、十分調整されております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この4条なんですけど、何でこれのかさ上げされるのか、かさ上げ後の耕作計画を確認させて下さい。

○議長 春日地域委員会。

○委員 すいません。ちょっと聞こえにくいんで、議長、すいません。

○議長 かさ上げをするための理由と、今後の耕作計画を説明してください。

○委員 ここにつきましては、隣の、去年6月にかさ上げさせていただきましたように、ここにつきましては、河川の増水時に水がたまるということでございまして、その辺も含めて、何とかこれのかさ上げして、あと大豆、小豆等を栽培したいという本人の意思でございます。そういうことを聞いております。

○議長 よろしいですか。

○委員 栽培を開始したいとおっしゃったと思うけど、何を栽培されるんですか。

○委員 栽培は、今現状ですか。かさ上げをされたら、黒豆と小豆を栽培されるということでございます。

○委員 ということは4条でよろしいですね、3条じゃなくて4条。分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっともう一回、この○番のほうの条件変更、これちょっと教えといってもらえませんか。

○議長 後で出てくるんですけど、一応、はい。条件変更の内容について、説明をしていただいでいいですか。

○委員 要するに、隣の田んぼが土を盛ってかさ上げしてもらってますので、今度の申請の箇所につきましては、またかさ上げされますので、隣のこの法面の部分が、結局土をまた同じように盛るということでございますので、その分についての変更ということでございます。

○議長 そういうことです。

○委員 それで、同じ高さになるということです。

○議長 法面を地続きにするので、条件の変更になるということです。また後ほどこれは説明いただきます。

ほかに質問、意見等 ございますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第 3 号 所有権移転 番号 1 番～番号 1 8 番 ～

○議長 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 1 番～番号 5 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告ですが、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番については、併議とさせていただきます。

それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 遅刻して、すみませんでした。

番号 1 番から番号 5 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、看板を設置するために転用しようとする申請です。図面は 3 3 ページに示しているとおります。

すぐ横に鉄塔があり、番号 2 番以降の建売と一体開発が難しいため、看板用地として利用したいという申請です。

農地区分については、国道と反対側に医療機関が 2 つあり、国道に上下水道が埋設してあることから、第 3 種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

続いて、番号 2 番から番号 4 番は一体開発ですので、まとめて説明をします。図面は 3 3 ページと 3 4 ページに示しているとおります。3 4 ページをご覧いただけたら分かると思いますが、6 軒分の建売分譲住宅です。色が濃くなっているところが緑地帯になる計画です。

農地区分については、国道に接している農地は、番号 1 番と同様で第 3 種農地になります。国道に接していない農地については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するので、第 2 種農地と考えます。

以前に申請者が農地転用で建売分譲住宅を開発したのが、割と近くです。既に過半数の住宅が建っており、半数以上ができていますので、今回の申請を受け付けています。

隣接所有者、地元等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

続きまして、番号 5 番は、一般住宅を建設しようとするための申請です。図面は 3 5 ページ

に示しています。

申請地の一部に物置が建っています。無許可で建てているということで、譲渡人から始末書が添付されています。

この物置は、譲受人が引き続き物置として利用すると聞いています。

農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が70.1パーセントですので、第3種農地と考えます。

一般住宅としては若干面積が大きいわけですが、物置の分と、土地が道路より高いということで、進入路が物置側しか取れないということで、有効面積としては少し小さくなるので、これをお願いしたいという説明でした。

隣接所有者、地元等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、番号2番、番号3番、番号4番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、番号3番、番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 目的に資材置場が入ってるんですが、ちょっと聞き逃したかも分かりません。譲受人さんは資材置場が必要な方なんですか。

○委員 進入路を入れて、少し入ったところに、資材置場として、砂利・碎石を置く計画の図面が出ております。

譲受人の申請書に書いてある職業が、会社員として、カッコつきで○○業というふうに書いてあります。独立するという計画があるということも聞いております。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番～番号14番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告ですが、番号9番から番号12番は一体のものでありますので、番号9番から番号12番を併議とさせていただきます。

それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番から番号8番は、譲受人が同じですので、一括して議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番から番号8番は、売買により取得し、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は36ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、周辺で代替地を探されましたが、適切な土地がなく、今回の申請となりました。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

続きまして、番号9番から番号12番、同一の申請ですので一括して、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番から番号12番は、売買により取得し、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は36ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、周辺で代替地を探されましたが、適切な土地がなく、今回の申請となりました。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

続きまして、番号13番も議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号13番は、譲受人が売買により取得し、太陽光発電設備を設置するための申請です。図面は37ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、周辺で代替地を探されましたが、適切な土地がなく、今回の申請となりました。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

最後、番号14番も議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号14番は、譲受人が売買により、太陽光発電設備を設置するための申請です。図面は3

8 ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、周辺で代替地を探されましたが、適切な土地がなく、今回の申請となりました。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号9番、番号10番、番号11番、番号12番について、質問、意見等はございませんか。

○委員。

○委員 この番号9番と番号10番は、2枚で1筆なんですか。

○議長 番号9番と番号10番ですか。

○委員 はい。2枚が1つになっとるんですね、田んぼ。

○委員 これは、登記上2枚が1つというか、○番○で面積があり、○番○で面積があるという登記の状況で、私もちょっとこれは厳密にどこまでどうかというのは調べておりませんが、所有者が違っておりますね。

○議長 すいません。事務局で説明。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

番号9番と番号10番、1枚かという話ですけども、現況は1枚でございます。登記は地番

が2つに分かれております。字限図は両地番をプラスで、整理がされております。現況は1枚でございまして、許可が出た暁には、全て太陽光発電設備になるということでございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号10番、今のお話の、地番で言うと○番○、○番○それから隣接の○番○っていうのは、これ事業体としては1つの譲受人が同じ事業かと思うんですが、こういう場合、売り主、譲渡人は別なんですけども、申請を別申請されておるんですか。1申請だけども、こういう場合に許可上分けて、記載されているのか、どちらでしょう。

○議長 はい、事務局。

○事務局 事務局でございます。

番号9番から番号12番、併議でお願いをしております、申請は1つの申請書で提出がされております。

○議長 これは、番号9番から番号12番は併議になってます。

○委員 併議。例えばさっきの○番とか、これ併議か。

○議長 はい。

○委員 だからその場合は一括。

○議長 一括併議です。

○委員 分かりました。

○議長 番号9番から番号12番、併議案件ですが、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番、番号10番、番号11番、番号12番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番、番号10番、番号11番、番号12番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、番号13番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 すいません。○○です。

(議案書の内容について質問)

○議長 青垣地域委員会から確認の答弁をお願いします。

すいません。では事務局から。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

譲受人でございますが。すいません、議長。暫時休憩をお願いします。

○議長 暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○議長 再開いたします。

先ほどの質問に対しての答えを、事務局のほうからお願いします。

○事務局 事務局でございます。

お問い合わせの件でございますが、法人の登記簿謄本、それから当該法人の定款に記載のとおり、議案書に記載をしております。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この会社と地元の自治会での取決めとか、そういうようなものは、もしあったら教えていただいたら。これから見本というか、にもなりますので、分かる範囲で報告いただけたら。

○議長 青垣地域委員会。

○委員 協定書の件ですけれども、現物はちょっと確認してないですが、以前にこの集落で、太陽光発電設備に対してのトラブルがありまして、そのときに自治会長に協定書のことはお伝えして、交わすようにということでしておりますので、それはじきにとられるかなと思います。

会社と住民の合同説明会も数回されておりました、自治会の役員さんで、各太陽光発電設備の申請地を確認してもらったということでございますので、その辺は信頼がおけるかなというふうに思ひまして、引き続き協定書のほうに、ちょっと今はまだ私も確認できてないので何とも言えませんが、そういう可能性はあると思いますけども。

○委員 やっぱその辺はきちっと今後やっていく必要があるのかなと。たくさん太陽光発電設備の申請が出ますので、できれば丹波市一本は難しいのかも分からないですけども、自治会と見本のような形の文面ができればいいなと思います。

○議長 農業委員会としても、協定をしていただくようにということでお勧めをしておりますので、随時、確認のほうをお願いしたいと思います。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 譲渡人がお二人の名前が書いてあります。これは共有という認識でよろしいですか。

○議長 譲渡人がお二人の名前になってますが。

○委員 番号14番ですね。

○議長 番号14番です。説明をお願いします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

謄本を見る限り、このお二方の持ち分比率が2分の1ずつということで、この4枚ともそういう登記の内容になっております。で、2名ということになってございます。

○議長 図面でいくと、この続きの4枚が、全て2分の1ずつ。

○委員 そうです。2分の1ずつということで、2名連名で名前を書かれてる。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 4 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 4 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 1 5 番、番号 1 6 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、まず番号 1 5 番についてのみ確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 5 番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

これは一般住宅を新築するため、露天駐車場とするためでございます。ここにつきましては、売買によってされる申請でございます。図面につきましては 3 9 ページに示しております。

この申請地は、全体に囲んでおりますけれども、この中の住宅地の占める割合が 5 4. 9 パーセントということでございますので、これは区分としては第 3 種農地ということにさせていただいております。

この方のご家族が、ここの地域内に縁があるということでございますし、申請地を売買によって今後使用されるということでございます。

これにつきましても、隣接所有者、地元等の同意もありまして、周辺農地の営農への支障がないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題はないことを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 5 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 5 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 5 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次の番号 1 6 番ですが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは番号 1 6 番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 6 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 6 番は、売買により取得し、植林し、山林として利用管理するための申請でございます。図面は 1 2 ページに示しております。

農地区分は、土地改良事業のされていない１０ヘクタール未満の小規模な集団の農地であるため、第２種農地と判断されると考えます。

また、申請地は、農地と山林の境界部分にあり、現状は５０年ぐらい前より、植林により一部が山林化し、雑草繁茂の状態にあるため、経過書が添付されています。

今般、譲受人が近接の空き家及び農地を譲り受け、新規に営農を開始するに当たり、申請地はイノシシやシカなどの動物が多く、栽培には不向きであると考え、周辺同様に杉苗を移植し、山林として管理することとし、植林を目的とする農地法第５条を申請されました。

隣接所有者や地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１６番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１６番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長 山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第３号、番号１７番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１７番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号１７番は、売買により、露天駐車場として利用するための申請です。図面は４０ページに示しております。これは令和４年１２月に農振除外した土地です。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接し、農地の集団規模が１０ヘクタール未満のため、第２種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１７番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１７番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第３号、番号１８番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１８番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１８番は、農地を売買により取得し、太陽光発電設備を設置するための申請です。地図は４１、４２ページに示しています。

農地区分は、街区の面積が３万１，４１６平米で、宅地の面積が１万７，０８７平米、宅地の割合が５４．４パーセントで、４０パーセントを超えているため、第３種農地と判断されるところと考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

進入路は、国道からですが、進入路の地目は山林であるので、別に問題がないと思われます。

また、施工面積が１，０００平米を超えるので、市の開発指導要綱による手続きもされると聞きました。パネル数は１７６枚で、９６．８キロワットです。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１８番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 今説明がありました、この建設用地の○番の土地が、水路と言うか、雨水の流れる水路がどういように敷かれるんでしょう。

○委員 雨水は、申請地が周りより２メートルほど下がってますので、その脇に水路があって、川のほうに流れます。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、○○委員。

○委員 ４２ページの地図ですけれども、この黒い線がかかっているところが、今回の申請地ですか。

○委員 これは農地です。

○委員 農地。で、それ以外の部分は、宅地か何か。

○委員 登記地目が山林です。現況は雑種地みたいなんですけどね。

○議長 よろしいですか。

ほかに番号１８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１８番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１８番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと

決定いたします。

～ 議案第4号 番号1番 ～

○議長 議案第4号、農地転用許可条件の変更申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

これにつきましても、令和4年6月に審議をさせていただきました。26ページの図面を見ていただいたらということです。

ここにつきましては、そういうことで今、事務局の説明でございましたけど、隣が今回4条でかさ上げをされますので、この隣の土地と地続きになるということで、今書いてありますとおり、法面の整形ということになってまして、その部分について、土を盛るということになっておりますので、その変更の申請ということでございます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 よろしいか。

申請人がこの25ページの番号1番と違うんですが、この関係はどうですか。

○委員 この申請人、この44ページの案件の方と4条の方は別人でございます。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。ほかに。〇〇委員。

○委員 ちょっと教えてください。これ〇番というのが去年6月の申請で、多分これも3年やと思うんやけど、この進捗状況はどんなもんですか。もう出来上がっとるのか、それともまだ半分ほどなんか。

○委員 こないだ春日地域委員会の皆さんで、見せていただきましたけど、まだ十分な埋立てはできておりません。まだ表土の改修もできてませんし、まだ進捗状況としては、まだ3年ぐらいかかるということでございますけどもね。でも割と、私だけの見た目ですけども、まあ半分ぐらいいっとるかないうぐらいのことでございます。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して進達すべきものと、決定いたします。

ここで休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは、会議を再開いたします。

～ 議案第 5 号 番号 1 番～番号 5 番 ～

○議長 議案第 5 号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号、番号 1 番、番号 2 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 番、番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は 47 ページに示しております。

図面を見ていただいたらよく分かるんですけども、番号 1 番は左側のほうでございます。

3 月 14 日に確認したところ、現地は山林となっていて、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期については、昭和 40 年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

続きまして 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 2 番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は同じく 47 ページに示しております。下の右側のほうでございます。

3 月 14 日に確認したところ、現地は山林となっていて、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期については、昭和 40 年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は22ページに示しています。

3月14日に現地を確認したところ、現地は露天資材置場となっており、農地への復旧が困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなったのは、昭和63年頃からで、地元自治会長及び隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は48ページに示しています。

3月15日に現地を確認いたしましたところ、敷地いっぱいに住まいと物置が建てられており、申請人の親が〇〇をされていたもので、作業場として利用していましたが、この度、登記簿上の地目が畑と判明しました。

農地への復旧は困難であり、周辺の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないも

のを見込まれます。

農地でなくなった時期は、平成6年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は49ページに示しています。

3月13日に確認しましたところ、現地は○番○が車庫進入路、○番が車庫・倉庫、○番は前栽とかが配置されております。農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、○番○が平成14年頃、他の2筆は平成9年頃からです。地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第6号 番号1番、番号2番 ～

○議長 続きまして、議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 番号1番、柏原地域の案件について、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を議席番号○番の○○が報告させていただきます。

番号1番、議案書の1ページと4ページとで、合わせて7筆上がってございますが、照会の

あったところについては、認定地目として書いてある山林、雑種地、公衆用道路などに、全て照会どおりであることを、確認させていただいております。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番につきまして、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

続きまして、番号2番、山南地域の案件について、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 3月13日に確認しましたが、法人のチップヤードとなっておりますので、雑種地として認定されることに異議はありません。

○議長 山南地域委員会から確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番につきまして、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第7号 ～

○議長 続きまして、議案第7号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読

○議長 それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号5番まで、3月15日の柏原地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、

異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

次に、氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番から番号34番まで、3月14日の氷上地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号35番から番号63番まで、3月14日の青垣地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

番号40番でございますけども、この方の住所が市外となっておりますが、実家が青垣地域にありまして、週に3日ほど実家に来られるというふうに聞いております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

春日地域の案件ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号64番から番号107番まで、3月15日の春日地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

番号75番、番号76番、番号77番ですが、これは農の学校の生徒さんが、この近辺の田んぼをお持ちの方に応援していただいて、この農地を耕作するということのようでございます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、山南地域においても農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号108番から番号139番まで、3月13日の山南地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号140番から番号163番まで、3月13日の市島地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号144番につきましては、地元のほうで、3条申請によりまして、家付き農地を取得されまして、3反から5反を耕作されております。

それから、番号158番につきましては、農の学校の卒業生で、これから営農をされます。

それから、番号159番につきましては、拠点を市島地域に確保されております。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第8号 ～

○議長 続きまして、議案第8号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第8号朗読

○議長 補足がございますので、事務局からお願いします。

○事務局 (補足説明)

○議長 事務局から補足説明がございました。内容につきまして、質問、意見等はございません

か。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとりたいと思います。

原案のとおり承認することで、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第8号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更については、原案のとおり承認することといたします。

～ 報告第1号 ～

○議長 続きまして、報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明します。水路の改修工事をするにあたり、隣接の農地を借りて、進入路として使用するための届出です。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 続きまして、報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から、補足はございますか。

○委員 すいません。番号1番につきまして、議席番号〇番の〇〇が補足します。

図面につきましては58ページにございますけれども、ここにつきましては、植樹ということでございます。特に果樹系統でございますので、ここがまあ言うたら田んぼになってまして、畦畔が周りにございまして、この畦畔を取って、できる限り広くしたいということで、畦畔の除去ということでございます。

で、その出た土を利用しまして、1段、ちょっとはずれに、上のほうにちょっと矢印のような土地がございますけれども、ここに土を使いまして、かさ上げをしたいということでございます。外への持ち出しはないということでございます。

○議長 ほか、補足はありませんか。

内容につきまして、質問等はございませんか。

○委員 畦畔を取られると、周りの畦畔を取られるということで、現況地目、登記地目が田で、現況が田というふうになっておるんですけど、畦畔とられてからも水田としての利用は見込めるような状況なんですか。

○委員 ここはもう水田としてはもう利用しないということでございます。特に果樹、前も3条

で承認しましたけれども、果樹をやるということでございます。そのために畦畔を取って、水はけを良くしたいということでございます。

○議長 ほか、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ないようでしたら、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 この斜めになってるのは、どういうことなんですか。

○委員 これで右下から入るんだと思う。ちょっと崩れとったということです。

○議長 土砂の復旧のために、斜めに最短距離を通るということです。

ほか、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ないようでしたら、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、農地法第4条の規定による申請の取下願について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番朗読

○議長 市島地域委員会から、補足はございますか。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 報告第4号、農地法第4条の規定による申請の取下願について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事につきましては、全て終了しました。

何か質問等なければ、事務局から。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日の総会につきましては、これで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年3月27日

議 長 

議事録署名委員（ 7 番委員） 

議事録署名委員（ 8 番委員） 